

各位

全5ページ
登録速報(2019-248)
2019年10月23日
クミアイ化学工業株式会社
企画普及部普及課

登録速報

下記の通り適用拡大登録となりましたので、ご連絡します。
適用拡大登録年月日：2019年10月23日

記

1. 農薬の登録番号及び名称

登録番号：第23479号
名称：クミアイガスタード微粒剤

2. 変更の内容

農薬登録申請書第7項へ以下の事項を追加及び変更する。

- ①作物名「こんにゃく」の適用病害虫名「根腐病」及び適用雑草名「一年生雑草」の使用量「20~30kg/10a」を「20~60kg/10a」へ変更。
- ②作物名「樹木類」を追加。

【変更後】抜粋

作物名	適用病害虫名 適用雑草名	使用量	使用時期	本剤の 使用回数	使用方法	ダゾメットを 含む農薬の 総使用回数
こんにゃく	白絹病 乾腐病	20~30kg /10a	植付 21日前 まで	1回	本剤の所定量 を均一に散布 して土壌と 混和する。	1回
	根腐病 一年生雑草	20~60kg /10a				
作物名	使用目的	使用量	使用時期	本剤の 使用回数	使用方法	ダゾメットを 含む農薬の 総使用回数
樹木類	定植ほ場の 南根腐病菌の 密度低減	100 g/m ²	定植前	1回	被害株跡地に 本剤の所定量 を均一に散布 して土壌と 十分混和する。	1回

3. 当該変更に伴い、農薬登録申請書の記載事項に変更を生ずるときは、その旨及び内容

①第8項に(11)として以下を追加し、以降を繰り下げ、別紙1【変更後】のとおりとする。

【追加】

(11)南根腐病菌の密度低減のため樹木類に使用する場合は、以下の点に注意すること。

- ①行政機関等(県、市町村)から南根腐病の発生地域として指定された防除を必要とする場所での使用に限る。また、安全管理及び使用方法については、沖縄県の安全使用に係る指導内容を遵守し、人畜等への危被害防止に十分配慮すること。
- ②被害株を抜き取った跡地の周辺部を含めてできるだけ広めに本剤を散布し、深さ45cmに土壌と均一に混和し、ガスバリアー性フィルムで被覆すること。本剤処理30日後に被覆を除去して耕起し、植え付けること。

②第9項の(9)を以下のとおり変更し、(10)として以下を追加し、以降を繰り下げ、別紙2【変更後】のとおりとする。

【変更後】

(9)住宅付近での使用に当たっては、ガスによる危被害の発生防止に十分配慮すること。

【追加】

(10)街路、公園等の小児や使用に関係のない者が使用区域に立ち入るおそれのある場所で使用する場合は、発生するガスによって人畜等に被害を及ぼさないよう作業中、くん蒸及びガス抜き中は縄囲い及び立て札などを設置し、可能な限り広く立入禁止区域を設けること。

【変更後】

- (1) 使用量に合わせ秤量し、使いきること。
- (2) 本剤を処理する前に耕起整地すること。
- (3) 本剤は土壌中の水分によって分解し、ガスを発生することによって効果を発揮するもので、土壌の種類、水分含量、温度等により効果にふれが出るので、以下のことに十分留意すること。
 - ① 地温が10℃以下のときには使用しないこと。
 - ② 砂質土壌や乾燥した土壌で使用する場合は、ていねいに混和した後灌水して適度の水分を与えてから被覆すること。
 - ③ 次の場合はガスの拡散が遅いので被覆期間を適宜延長すること。
 - ア. 重粘土質の土壌の場合
 - イ. 降雨などにより土壌水分が多い場合
 - ウ. 地温が低い（15℃以下）場合
- (4) センチュウが多発する条件、或いはトマト、なすではセンチュウ類に対する効果が劣る場合があるので、センチュウを防除対象とする場合には、他の防除方法と併用して使用すること。
- (5) ガス抜きが不十分であると薬害が生じるおそれがあるので、少なくとも2回は耕起によるガス抜きを実施すること。なお、ガス拡散の遅い条件の場合は特にていねいに行うこと。
- (6) 本剤を全面に処理する場合、深さ15～25cmに土壌と十分に混和すること。特に、やまのいもに使用する場合、深さ50～60cmに土壌と十分に混和すること。混和後ビニール等で被覆または鎮圧散水してガスの蒸散を防ぐこと。7～14日後被覆を除去して、ガス抜きを行うこと。
- (7) 本剤を苗立枯病または芝の目土用土に処理する場合、本剤を十分混和後ビニール等で被覆し、7～14日後被覆を除去して、ガス抜きを行うこと。
- (8) 本剤が作物に直接ふれると薬害を生じるので、周辺に作物がある場合にはかからないように十分間隔をおいて薬剤を処理すること。
- (9) 温室やビニールハウスなどの施設内に作物がある場合、薬害を生じるおそれがあるので使用しないこと。
- (10) りんご、桑、なし及びぶどうに使用する場合は、被害株を抜き取った跡地の周辺部を含めてできるだけ広めに本剤を散布し、深さ25～40cm（りんごの場合は深さ40cm）に土壌と均一に混和すること。本剤処理20日後に被覆を除去して耕起し、翌春に植え付けること。また、りんご、なし及びぶどうでは、植え付けた年は果実を収穫しないこと。
- (11) 南根腐病菌の密度低減のため樹木類に使用する場合は、以下の点に注意すること。
 - ① 行政機関等(県、市町村)から南根腐病の発生地域として指定された防除を必要とする場所での使用に限る。また、安全管理及び使用方法については、沖縄県の安全使用に係る指導内容を遵守し、人畜等への危被害防止に十分配慮すること。
 - ② 被害株を抜き取った跡地の周辺部を含めてできるだけ広めに本剤を散布し、深さ45cmに土壌と均一に混和し、ガスバリアー性フィルムで被覆すること。本剤処理30日後に被覆を除去して耕起し、植え付けること。
- (12) ごぼうに使用する場合は生育抑制・岐根等の薬害を生じるおそれがあるので、処理からは種までの期間を十分とり、ガス抜きをていねいに行い、発芽テスト等で安全を確認の上、は種すること。

- (13) しょうが及び葉しょうがの根茎腐敗病に対しては、多発生条件では効果が不十分な場合があるので注意すること。
- (14) は種又は定植の20～10日前に使用する場合は、地温20℃以上の条件に限って使用すること。
- (15) 芝の目土に処理する場合は、目土中に含まれる雑草種子を殺す目的で目土を処理するものであるため除草剤として、芝生に直接散布する事のないように注意すること。
- (16) 葉たまねぎ(苗床)及びたまねぎのは種14日前までに使用する場合は、本剤を均一に散布後、レーキ等で浅く(2～3cm)混和し、ビニール等で被覆する。7日後に被覆を除去し、さらにその後7日間放置し、は種前にレーキ等で浅く整地によるガス抜きを行うこと。
- (17) たまねぎに秋期に使用する場合は、本剤を均一に散布後、十分混和し、ビニール等で被覆する。約20日後に被覆を除去してガス抜きを行うこと。は種は翌春に行うこと。
- (18) てんさいに秋期に使用する場合は、本剤を均一に散布後、十分混和し、ビニール等で被覆する。約20日後に被覆を除去してガス抜きを行うこと。は種は翌春に行うこと。
- (19) たばこに使用する場合は、次のことに注意すること。
- ① 秋期に使用する場合は、本剤を均一に散布後、十分混和する。混和後鎮圧してガスの蒸散を防ぎ翌春耕起した後、植え付けること。
 - ② 春期に使用する場合は、本剤を散布後、十分混和する。混和後そのまま放置し、2週間後に畦立てをし、その2日後にビニール等で被覆する。さらに2週間後に植え付けること。
- ~~(20) だいこんの「つまみ菜」及び「まびき菜」には使用しないこと。~~
- (20) ミツバチの巣箱周辺での使用はさけること。
- (21) 本剤の使用に当たっては、使用量、使用時期、使用方法を誤らないように注意し、特に初めて使用する場合は、病害虫防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。
- (22) 適用作物群に属する作物又はその新品種に初めて使用する場合は、使用者の責任において事前に薬害の有無を十分確認してから使用すること。なお、病害虫防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。

【変更後】

- (1) 医薬用外劇物。取扱いには十分注意すること。誤って飲み込んだ場合には吐き出させ、直ちに医師の手当を受けさせること。本剤使用中に身体に異常を感じた場合には直ちに医師の手当を受けること。
- (2) 本剤は眼に対して刺激性があるので眼に入らないよう注意すること。眼に入った場合には直ちに水洗し、眼科医の手当を受けること。
- (3) 本剤は皮膚に対して刺激性があるので皮膚に付着しないよう注意すること。皮膚に付着した場合には直ちに石けんでよく洗い落とすこと。
- (4) 本剤の処理の際は吸収缶付き（活性炭入り）防護マスク、不浸透性手袋、長ズボン・長袖の作業衣、ゴム長靴などを着用すること。ガス抜き作業の際及びガス抜き作業前に施設内に立ち入る場合にも同様の防護マスクを着用すること。また、薬剤が皮膚に付着したり、粉末や発生するガスを吸い込んだりしないよう注意し、作業後は直ちに身体を洗い流し、洗眼・うがいをするとともに衣服を交換すること。
- (5) 作業時に着用していた衣服等は他のものとは分けて洗濯すること。
- (6) かぶれやすい体質の人は取扱いに十分注意すること。
- (7) 作業に際してはガスに暴露しないよう風向き等を十分配慮すること。
- (8) 作業中及びくん蒸中の圃場等へ小児等作業に関係ないものや、家畜、家禽が立ち入らないよう十分注意すること。
- (9) 住宅付近での使用に当っては、ガスによる危被害の発生防止に十分配慮すること。
- (10) 街路、公園等の小児や使用に関係のない者が使用区域に立ち入るおそれのある場所で使用する場合は、発生するガスによって人畜等に被害を及ぼさないよう作業中、くん蒸及びガス抜き中は縄囲い及び立て札などを設置し、可能な限り広く立入禁止区域を設けること。
- (11) 水にふれると有毒なガスが発生するので保管及び取扱いに注意すること。

以上